

令和3年2月

農 業 委 員 会  
総 会 議 事 録

令和3年2月5日  
武雄市農業委員会

令和3年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年2月5日（金）  
 （開会）10時00分 （閉会）11時10分
2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作		○				

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし
5. 協議事項
- |       |                       |    |
|-------|-----------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について  | 8件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について  | 3件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について  | 8件 |
| 議案第4号 | 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について |    |
| 議案第5号 | 武雄市非農地証明申請について        | 2件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それでは定刻になりましたので、令和3年2月の農業委員会「総会」を始めさせていただきますと思います。本日は、10番 向井健作 委員より欠席の届出があっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。それでは会長、よろしくお願ひします。

---

## 《議事録署名人の指名・報告事項》

---

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年2月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は議案第1号から第5号までの審議をお願いします。本日の議事録署名人は、13番 稲富 守 委員、18番 相原 經憲 委員を指名します。  
それでは、議案審議の前に事務局から報告をお願いします。

事務局 (先月審議内容の許可状況の報告) 内容は省略。

会 長 このうち条件付きということで許可を出しておりました件について、山内の山口委員から報告をお願いします。

17番委員 条件付き許可の状況報告。(井手口氏の確約書の報告) 内容は省略。

会 長 条件付きの件については、山口委員から報告のあったとおりですので、ありがとうございます。お尋ね等はございませんか。

(無し)

無いようですので、審議事項に入ります。

---

## 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。農地法第3条の規定による許可申請が8件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページをお開きください。

まず、申請番号1番から3番までですが、同一案件ですので、一括してご説明させていただきます。土地につきましては、〇〇町にあります田、1番から3番までの合計で3筆となっております。譲受人が観光農園を作りたいということで、申請が提出をされております。申請番号1番の譲渡人のところに、現在も貸し付けていると記載をしておりますけれども、今回の譲受人に貸し付けているというわけではなく、いま現在もご自身で耕作しておられず、別の人に作ってもらっているということでの記載となっております。農地の価格については、1番から3番まですべて10a当たり〇〇万円となっております。

続きまして、申請番号4番から6番までについても、同じような案件ですので、一括してご説明をさせていただきます。

土地につきましては、〇〇町にあります4番から6番まで計3筆となっております。申請理由につきましては、昭和57年の河川工事の際、河川敷地と農地を交換していたが手続きをしていなかったということで、申請が提出をされております。農地の価格は、3件とも10a当り〇〇円です。

続きまして、申請番号7番です。土地につきましては〇〇町にあります畑の面積が24㎡です。譲渡人は長年管理をしてもらっていたので譲渡したい、譲受人は所有地の隣接地で管理しやすいということで、申請が提出をされております。申請理由にもありましたとおり、譲渡をしたいということで、今回、農地の価格については発生しておりません。

最後に申請番号8番です。土地につきましては〇〇町にあります田2筆の面積が2筆合計で1783㎡です。申請理由といたしましては貸借で施設キュウリを栽培しているが、所有者より譲渡したいとの申出があったため、申請が提出をされております。農地の価格につきましては10a当り〇〇万円となっております。

以上、1番から8番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断をしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

## 事務局

申請番号1番から3番の〇〇株式会社の申請の件について、若干補足してご説明をいたします。本日配付しております「農地売買等特例事業の要件一覧」、これが一式ですね、〇〇株式会社の申請にかかる書類になっておりますので、後ほどゆっくりご覧いただければと思います。

2ページをご覧いただくと、今回申請予定地も農地になっているんですけども、当初は申請予定の黒枠11筆全部の農地を、農業公社の農地売買等特例事業を活用して売買される予定でしたが、認定農業者を取得するのに時間がかかり、一部の地権者が急がれているという理由で、丸で地番を囲んでおります3筆、〇〇、〇〇、〇〇のみを今回3条申請をされております。

6ページからは事業計画書になっております。こちらについても後でご覧いただければと思います。調査委員会の中では、代表取締役 安東浩太郎氏から、資料17ページから19ページを持参されて、若い人に農業の魅力を発信し、地域の活性化や雇用の創出をしたいという計画の説明がありました。19ページに観光農園の全体図が示されています。調査委員会の中では、過去に法人が農業に参入し、失敗した例もあるので慎重に審査した方がいいという意見や

## 会 長

事務局の説明が終わりました。このうち1番から3番の案件については、1月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の中村和仁委員から、調査結果の報告をお願いします。

## 調査委員会座長（6番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和3年1月26日、午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業

委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第1号 農地法第3条の規定による申請3件について審議をいたしました。

議案第1号申請番号1番から3番の譲渡人〇〇株式会社の申請について、申請人から事業計画等の説明があり審議しましたが、今回購入予定の11筆中他の8筆については佐賀県農業公社の農地売買等特例事業での申請を予定されており、まとめて審議した方がいいという結論に至りました。申請番号1番から3番の案件について、調査委員会としては保留という判断になりました。以上で報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。4番から8番の案件については、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 特にないようですので、質疑を始めます。なにかございませんか。

〇〇番委員 すいません。この人は太良でアスパラガスをしている人ですか。

会 長 そうそう。

〇〇番委員 それもしながらということですかね。

会 長 〇〇では個人でしょらすとやろ。こっちは法人やけんが、雇うかされるのではないですか。その内容は、まだ具体的には聞いておりませんが、本人も調査委員会には来ていただきましたが、その内容についてはなかったですね。

〇〇番委員 新聞などにも載られている結構メジャーな方ですよ。資本金〇〇万円と書いてありますけど、全部農地の購入に充てられて、あとは全部借りてということですか。

会 長 内容は調査委員会でも審議していません。というのは、さっきありましたように全部で2町ありますので、2町全部を審議した方がいいのではないかと思います。

〇〇番委員 最終的には黒枠全部をするんですね。

会 長 先ほどありましたように、3件だけ埋め立てられては困るということもありますので、保留ということで本人さんも調査委員会で納得をされました。

〇〇番委員 ここは〇〇が作っているのではないのか？

会 長 調査委員会に〇〇推進委員も来ていたが、なにも言っていなかった。

〇〇番委員 4番からの件。河川工事の際、敷地と農地を交換していたということで、そこに53万の金額が発生しているわけですね。やって、もらって、それをまたもらうということですか。未払いがあったとか。

会 長 農地の登記をしてなくて、登記のために必要だったのではないですか。

会 長 よかですか。他に。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による1番、2番、3番については保留、あとの5件の許可申請については許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

#### ————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。議案書につきましては、3ページからになります。

申請番号1番です。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積は239㎡です。昭和60年頃、道路改良により乗入口がなくなり、乗入口及び宅地の一部として利用していたということで、申請が提出をされております。既に利用をされておりますので、始末書添付です。工事完了時期もありません。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号2番。土地は〇〇町にある田1筆の面積が1199㎡です。鳥獣被害の頻発地であるため、山林として管理していきたいということで、申請が提出をされております。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期については、令和3年の2月です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、

第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号3番。土地は〇〇町にある田1筆と畑1筆の面積が合計で1581㎡です。こちらも鳥獣被害により作物の栽培が困難なため、山林として管理していきたいということで、申請が提出をされております。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期については、令和3年の3月です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特にないようでございますので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第2号、農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

### 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号についてご説明をさせていただきます。

まず申請番号1番。権利の内容については所有権の移転になっております。

土地については、〇〇町にある畑2筆、面積が2筆合計で1200㎡です。現在所有する生活介護棟は築20年以上経過し手狭な状況であり、雨漏り等も発生しているため、当法人の事務所隣接地である申請地に建て替えを行いたいということで、申請が提出をされております。工事完了時期については、令和4年6月30日です。農地区分につきましては、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する第3種農地と、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第3種農地及び第2種農地、第3種農地部分は許可相当、第2種農地部分は周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号2番。権利の内容は使用貸借権設定です。土地は〇〇町にあります畑3筆の面積が3筆合計で339㎡です。子育て、親の老後の面倒等を考え、実家近くの申請地に一般住宅を建設したいということで申請が提出をされております。工事完了時期は令和3年7月31日です。農地区分については、都市計画法の規定する用途地域内農地ですので第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が171㎡です。住環境のよい申請地で建売分譲住宅を建築したいということで、申請が提出をされております。備考に始末書添付と記載しておりますが、一般住宅が既に建っているというわけではなくて、譲渡人の方が許可を取ることなく倉庫を建設されておりました。現状としては、その倉庫も取り壊しをされておりますが、倉庫を建てる際に造成が完了している状態でしたので、その分について始末書をつけていただいております。改めて建築される一般住宅の工事完了時期は令和3年7月末となっております。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地、許可基準の該当事項は周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が991㎡です。交通の利便性がよく賃貸住宅の利用が見込まれると判断し共同住宅を建てたいということで、申請が提出をされております。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は令和3年10月です。農地区分については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ですので第1種農地、許可基準の該当事項は、日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして許可し得ると判断をしております。

続きまして申請番号5番。権利の内容は使用貸借権設定になっております。土地は〇〇町にあります田1筆の面積が1277㎡で、その内の100㎡を利用して藁置場として利用したいということで、申請が提出をされております。農振の方の軽微な変更については済んでおります。工事完了時期は現況のまま利用です。農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ですので第1種農地、許可基準の該当事項は農業用施設で許可し得

ると判断をしております。

続きまして、申請番号6番から8番までについてですけれども、この分については西九州新幹線の西九州ルート工事のための作業ヤード、資材置場等での占有についての延伸申請となっております。この延伸につきまして、すべて令和3年3月24日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。このうち1番の案件については、調査委員会を行っておりますので、座長の 中村和仁委員から調査結果の報告をお願いいたします。中村委員さんどうぞ。

#### 調査委員会座長（6番委員）

議案第3号 申請番号1番の「障害者支援施設生活介護棟敷地」について、申請代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議をいたしました。

主な質疑・要望は、一つ目に「隣接住民の方々からいくつか要望があつていたと思うが、対応はどのようにされるか」という質疑があり、「要望を解消できるような計画を考え、対応する予定である」という回答がありました。

二つ目に「埋蔵文化財について」質疑があり、「現時点では調査は行っていない。来月行う予定である。」という回答がありました。

三つ目に「申請理由として、通所の方も受け入れたいということが記載されているが、入所者についても現在から人数を拡大されるか？」という質疑があり、「入所者の数としては現在のままでサービスが行き届いていない通所の方々を60名程度受け入れる受け皿になりたいと考えている」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

**会 長** ありがとうございます。2番から8番の案件については、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇委員 2番案件ですけれども、14ページの地図には北が雑種地と畑になっていますが、道路から畑の方に入られん訳ですよ。だから一応車庫のところを2m空けて畑に入るといことで許可をしました。

〇〇番委員 5番の案件は田を盛土して藁置場にするという案件が出ていたと思いますが、土地がまだ父親の名義になっておまして、登記が息子さんになってなくて、田としては使わないので形状変更として出しています。

**会 長** 他に。地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。なに

かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。議案第3号、農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

#### ————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 失礼します。  
1ページをご覧ください。こちらに令和2年度第11号利用権設定計画案を記載しています。  
2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。  
武雄町、田、新規、2件、2筆、3,728㎡。再設定、1件、1筆、209㎡。  
橘町、田、新規、2件、5筆、5,084㎡。再設定、3件、8筆、24,658㎡。  
朝日町、田、新規、3件、4筆、10,853㎡。再設定、1件、1筆、3,813㎡。  
畑、新規、5件、7筆、2,839㎡。再設定、1件、2筆、2,404㎡。  
若木町なし。  
武内町、田、新規、2件、3筆、6,756㎡。再設定、1件、1筆、2,707㎡。  
東川登町、田、新規、2件、5筆、5,527㎡。  
西川登町なし。  
山内町、田、新規、1件、2筆、2,460㎡。再設定、4件、11筆、16,254㎡。  
北方町、田、新規、1件、2筆、9,555㎡。再設定、3件、6筆、7,639㎡  
となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権設定解除については、16ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。

何かございませんか。

会 長 私の方からおたずねいいですか。朝日町の畑、5番から9番までは、畑に貸し付けされているが何を作られるのかなと思って。

事務局 利用内容は露地野菜と書いてあります。

岩橋委員 田の価格は決まっているけど、畑の相場があれば教えてほしい。

事務局 畑についてはほとんど利用権設定されていない状況で、されていても使用貸借が多い。今後、畑が出ればお知らせしたい

会 長 圃場整備田に畑があるが米を作って現況は田。そこは大豆を作っても交付金の対象にならない。畑だけのときは次回作ってお示ししたい。ほかに。

(質疑なし)

会 長 他に無いようでございますので、議質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 《議案第5号 武雄市非農地証明願申請について》

---

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の申請願いが提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。それでは、議案第5号についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、議案書の9ページからとなります。

まず申請番号1番です。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積が3,851㎡と2,741㎡となっております。整備して耕作地にする計画だったが、労力と経費の負担が大きく荒廃したままであるということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項については、4号の自然的荒廃地であり、耕作出来なくなつてから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当をすると判断をしております。

続きまして、申請番号2番です。土地は〇〇町にあります畑7筆、面積が

合計で2,208㎡です。みかん畑として利用をしていたが、みかんの価格が下落、後継者不足により荒廃をしてしまったというもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号の自然的荒廃地であり、耕作出来なくなっから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号3番です。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積が193㎡です。祖父母の代は耕作していたが、その後は管理できずに荒廃してしまっているということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、4号の自然的荒廃地であり、かつ耕作できなくなっから10年以上経過し、農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから、何かありませんか。

〇〇番委員 1番の件について、私が存じ上げたのが、もともと昔はミカン畑で斜面がありまして、谷間でもものすごく荒れていたんですよね。それを宮原龍磨さんが〇〇の方で〇〇の栽培をされていて、若い方といっしょにいろいろな事業に取り組んでおられるということでしたので、なにか変わったことをされるんだろうなと思っていたんですけど、ここを開発しても畑としても利用が難しく、面積も小さく荒れたままの状態だったので、断念したと聞いてびっくりしましたけど、なんか別の土地を借りて栽培されるということを聞いております。

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので質疑に入ります。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、質疑をとどめます。議案第5号、武雄市非農地証明願2件につきまして、申請どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号、武雄市非農地証明2件につきましては申請どおり証明することに決しました。

---

### 《閉会》

---

会 長 以上をもちまして、本日の議案・報告については、すべて終了しました。これを持ちまして、令和3年2月の農業委員会総会を終わります。